

Title	巻頭言 一般裁判員制度導入に必須の前提：主権と人権の接合点に関連して
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.41, 2008.3 : 3-6
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4007
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 一般裁判員制度導入に必須の前提

——主権と人権の接合点に関連して——

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

主権と人権という「権」の字を共有する類似語がある。しかしこの両者はある意味で対極的概念である。前者は「主権力」*supremacy, sovereignty or sovereign power*の略字であり、後者は「人の権利」*human rights*の略字である。要するに「power」と「right」の違いである。人権は主権を抑制することによって保障されることが近代憲法の大原則である。しかし主権と人権が「権」の字を共有する漢字文化圏の知恵に少しでも学ぶ意味があるとすれば、主権と人権の両者に本当に接合点がないのであろうか（「権」とは元来人々の議論のさまを表す傍《つくり》を含んだ形声文字である）。

ゲオルク・イエリネックは、個人の国家に対する公権の体系として、消極的關係（自由権）・積極的關係（請願権、後に社会権が位置づく）・能動的關係（参政権）・受動的關係（義務）を構想し、今日に事実上引き継がれている。消極的關係としての自由権が個人の国家から介入を受けない権利であることや、積極的關係としての社会権が個人の健康で文化的な最低限度の生活保障を国家に要求する

権利であるのと対照的に、能動的関係とは個人が逆に国家を基本的に基礎づけ、形成していく権利である。一方、現代憲法の多くは主権が国民主権であるとされるが、近現代国家において国家権力が究極において国民（歴史的に正確には「people」としての「人民」）に帰属することを示す。この点で、民主主権と個人の国家への能動的関係において主権と人権が結びつく。

ところで、個人の国家への能動的関係は通常、具体的には参政権を指すとされる。しかしそれは参政権だけに限られないと考えられる。納税義務はかつてイェリネックが考えたように、個人の国家への義務として受動的関係だけで捉えられるものであろうか。むしろ現代社会においては、納税行為は本来「国民としての個人」の国家への能動的関係に属する事柄であると捉えるべきではないであろうか。税務政策に「国民である個人」は自立した市民として、より能動的に提言すべきであらうし、税の国家による使われ方に異議申立権や状況によっては差止権までも与えられることが将来考えられる（カリフォルニア州の住民投票の例）。かつてミルトンは『教育論』（一六四四年）において人民の帝王学というテーゼを展開した。すなわち人民の帝王学としてのデモクラシー教育である。個人の国家への能動的関係事項は、十分な帝王学の素養がなければ、その政治参加は表見的デモクラシーとして、国家権力に好都合に利用されるだけである。

さらに司法判断も本来、個人の国家への能動的関係に属すべき事柄であらう。来年五月二一日を期して施行される、凶悪犯罪に限って国民の一般裁判員制度参加（これは陪審制ではなく、参審制と看做されるが）が始まる。しかし司法判断は、「疑わしきは被告人の利益に」などの被告人・被疑者の人権保護原則（その前提での被害者の人権保護）、強制自白証拠など違法収集証拠の疑いのあるものの排除、伝聞証拠の排除、誘導尋問の禁止などの裁判の諸原則は、本来旧約聖書の律法に規定される

人間の原罪への強い警戒感に基づく。それは人間の原罪との厳しい取組みからもたらされた貴重な歴史的遺産なのである。これら堅実な人間観と厳しい自己抑制的フェアルールなどのマスターが一般裁判員に要求されるはずである。これらの素養を身に着ける教育は、あの人民の帝王学あるいは国民の主権者学に基づく重要な前提である。もしこれらの前提があやふやなまま制度の実行が行われるならば、権力のイニシアティブによる世論誘導に悪用されるだけであろう。さらにこの一般裁判員制度が、いわゆる凶悪犯罪にのみ適用される点を考察するならば、一般裁判員にしばしば「死刑判断」に直面させることを意味するであろう。死刑制度禁止国に限り加入を認めるEU諸国の人権政策上の判断の可否はここでは措く(民族対立を抱えるトルコ共和国はこの点で苦悩している)。また凶悪犯罪が残存するので死刑制度は必要悪なのか、死刑という国家公認の「理由ある殺人」が命の価値に係わって凶悪犯罪多発の深層原因なのか(死刑願望からの凶悪犯罪発生との関係も真剣に考えられねばならない)、鶏が先か卵が先か、その点もここでは即断を避ける。しかしいずれにせよ、重大な法的判断には未体験の国民に、凶悪犯罪の残忍性に直面して人権擁護との関係でなお責任的に冷静な判断をすること、死刑是認判断という体験に安易に触れさせることは、大変危険なことと言わざるを得ない。歴史的な大局観点から将来の展開予想を鳥瞰するならば、参審制はもちろん陪審制が国民・市民の国家への能動的参加に即してふさわしいであろう。しかしそれは十分な教育と準備を要求する。国民が主権者として十分な基礎知識とセンスを身につけられるよう、教育を受けられなければならない。これらの教育課題に各高等教育機関は応えなければならない。また国民としての個人が国家の営みへ能動的に参加できる権利の行使が実質的に十分できるように、国家に要求しようにしなければならぬ。それらが十分保障されないまま新制度へと拙速されるならば、それは国民主権の行使でも人

権の積極的主張でもなく、言わば外科手術に要求される専門判断を未体験の非専門家に委ね、かつ執刀させることを意味するからである。